

安全マニュアル・安全管理チェックシート  
新型コロナウイルス感染防止対策編（案）

2020年8月作成・公表

一般社団法人日本森林インストラクター協会

構 成 次)

第1部 森林インストラクター活動における新型コロナウイルス感染防止対策について(2020.8.6改訂)

第2部 新型コロナウイルス感染防止対策 安全管理チェックシート(2020.8.13作成)

## はじめに

この安全マニュアル及び安全管理チェックシート（新型コロナウイルス感染防止対策編）は、森林インストラクターが学校や子ども会など、参加者に子どもが含まれる森林体験活動を企画または指導する場合に活用することを想定して作成したものです。

第1部の森林インストラクター活動における新型コロナウイルス感染防止対策について（2020年8月6日改訂）をもって、当面の安全マニュアルとします。

また、第2部の安全管理チェックシートは、子供たちが活動に参加する場合を想定し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な森林体験活動においてチェックすべき項目を網羅的にリストアップしたものです。

安全管理チェックシートに利用に当たっては、実際のイベントに即して不要なチェック項目を削除したうえで活用していただくことを想定しています。

## 第1部 森林インストラクター活動における新型コロナウイルス感染防止対策について

一般社団法人日本森林インストラクター協会（略称F I J）

新型コロナウイルスの感染防止対策については、業種ごとに感染防止対策のガイドラインが発表されているところです。

森林インストラクターの活動にあたっては、これまでに公表されている、下記の業種のガイドライン等に十分留意の上、地域の実情を加味し、新型コロナウイルス感染防止対策に遺漏のないよう対処されるようお願いいたします。

特に、子供たちを対象とする森林体験活動の実施においては、各都道府県または市町村が定める新型コロナウイルス感染症対策及び利用する施設の方針を遵守することを前提に、下記事項に留意することとします。

(1)実施エリアの自治体（保健衛生部局）と適切に連携すること

(2)「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」（令和2年3月24日付け元文科初第1780号）における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインの感染症対策に留意して事業を実施すること

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html)

(3)FIJ 安全管理マニュアル・安全管理チェックシート（2019.11.30 改訂）による安全対策を講じること <http://www.shinrin-instructor.org/safety.html>

併せて、関係する業種のガイドライン等を活用し、参加者の年齢、人数、活動内容に応じた、感染リスク回避の対策を講じるよう特段の配慮をお願いします。

### 記

#### 【1】令和2年5月28日（6月12日改訂） 公益社団法人国土緑化推進機構

「森林内での活動における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び活動継続に関する基本的なガイドライン」

##### 【概要等】

本ガイドラインにおいては、森林内での活動（森林ボランティア活動、森林環境教育活動、自然観察会、森林浴、ウォーキング等）において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当）と連携して、森林内での活動の主催者として参加者等（一般参加者、スタッフ）の健康保護とともに活動継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは新たな知見により更新するとしています。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場合はリスクが高いことに改めて留意し対策を講じる必要があるとしています。

森林は密閉空間ではありませんが、森林内での活動の前後も含め、意図しないところで「三つの密」の条件が整ってしまう場合もあり、これらも予測して予防対策を検討する必要があるとしてい

ます。

責任者は参加者の詳細な名簿を事前に作成し、情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知し、併せて、これら個人情報の取扱に十分注意する旨についても周知、事前の詳細な健康チェック、感染防止資材の携行、森林活動を欠席させ、必要に応じて保健所に連絡するなど対策を講じることとしています。

詳細は、次のとおりです。

\*\*\*

## 1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人の距離をとること（**Social distancing**: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

### 【参考】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）

・ 森林内での活動の責任者等は、参加者等に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。

① 氏名、職業（同居している家族等を含む）及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成。またこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知。

② 体温の測定と記録。

③ 以下のいずれかに該当する場合、森林内での活動を欠席の上自宅待機。

- ・ 発熱（37.5度以上）などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

④ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には森林内での活動を欠席の上保健所に問い合わせ。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合  
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合はご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
- ・ 小児については、小児科による診察が望ましく、連絡窓口またはかかりつけ小児医療機関に電話などでご相談ください。

⑤ 活動の性格上、特に、休憩中や食事中、または活動前後の交通機関や移動車内、周辺施設での滞在時などに参加者間等の会話が多くなる傾向があると想定されることから、会話を極力少なくすることやマスクの着用など、周りに配慮した行動を要請。また、当該活動日前後において、感染リスクのある行動を控えてもらうよう要請。

・ 責任者等は森林内での活動に関連した次に掲げる感染予防策を行います。

① 責任者等は参加者等が大人数とならないように少人数グループでの活動とするなど計画時点から配慮。

② 責任者等は、森林内での活動中に体調不良となった参加者等が出た場合は、現場から離脱させ、他の参加者等への感染防止の対応を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備。

③ 責任者等は参加者等が活動に必要な装備、道具、消耗品、飲料水等は個人ごとの配布、又は各自での準備を徹底し、ペットボトル、コップ、タオル等は共用しない。

④ 林内では手洗いの機会が減少するので、責任者等は参加者等の手洗い用の水を準備するか、おしぼり、ウェットティッシュ等の配布、又は参加者等が各自で準備するよう徹底。

⑤ 参加者等が休憩、昼食等をとる場合には、時間をずらす、屋内であっては椅子を間引くなどして、できる限り2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保。また、対面での飲食や会話は避ける。

⑥ 参加者等がマイクロバス等で活動現場に移動する際や、マイクロバス等を休憩所として活用する場合には、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、できる限りのマスクの着用。

⑦ 参加者等が休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けるなどによる定期的な換気の実施と、できる限り2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離の確保。

⑧ 参加者同士の身体接触や近接を伴うプログラムや多くの参加者が接触するような遊具や器具の共用することが想定されるプログラムは極力回避。

⑨ 激しい呼吸による唾液の飛沫を防止するため、林内での散策、森林整備（下刈り、植え付けなど）など参加者等が活動を行う場合は、激しい運動は行わない。

共同で作業等を実施する場合は、マスク等で鼻と口を覆い、2メートル以上の距離を確保。ただし、マスク等を着用することで運動強度があがることがあるので、責任者等は、参加者等の体調の変化に十分に気をつけ、休憩を増やすなど配慮。

なお、熱中症の対策、森林内での体感活動等で、マスク等を外して活動をする必要がある場合は、飛沫感染を回避するためより一層の距離を確保。

⑩ 責任者等が森林での活動に関する説明等を行う場合は、フェイスシールドやインカム、拡声器等を使用し、参加者等が大声での会話を行わないことや密集しないように配慮。

⑪ 責任者等は以上の対策を参加者等に説明の上、実施してもらうよう指導。

・ 責任者等は、参加者等の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築します。

・ 責任者等は、スタッフ（職員、ボランティア等）に対し、スタッフの行動が参加者等の行動に大きく影響することを認識させるとともに、研修などにより対策の徹底を図ります。

・ 責任者等は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底します。

① 集合時、トイレ使用后、施設等への入場時には手洗い、手指の消毒。

② できる限りマスクを着用し、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュや袖等で口や鼻を被覆。

- ③ 施設等を利用する場合は、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。
- ④ 備品を用意する場合は、備品の消毒を徹底。(可能な限り参加者の持参の協力を要請。) また、受付や参加費徴収なども可能な限りオンライン受付などで事前に処理。

・ 会議・報告会等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること、アルコール消毒液の設置、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策を行います。

なお、公民館で開催する場合は「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公民館連合会、令和2年5月14日(令和2年5月25日一部改訂))を踏まえるなど、開催する会場に沿った新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。

[https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200525\\_02guide\\_ver02.pdf](https://www.kominkan.or.jp/file/all/2020/20200525_02guide_ver02.pdf)

また、登山などの活動を実施する場合には、「CDC発信に基づいた登山再開に向けた知識 登山実践編」(山岳医療救助機構 令和2年5月24日)なども参考に対策を講じます。

<https://www.atpress.ne.jp/news/212300>

・ 例えば、宿泊を伴う場合は「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟、2020年5月14日)を踏まえるなど、各活動の実情に応じて他業種の新型コロナウイルス対応ガイドラインも参考に対策を講じます。

・ 責任者等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や『新しい生活様式』の実践例を参考に、自主的な感染防止のための取組を進めます。

## 2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

### (1) 患者発生の把握

責任者等は、参加者等に患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けます。また、参加者等に対しては感染者が確認されたことを周知するとともに、1.に掲げる感染予防策を改めて周知徹底します。

### (2) 濃厚接触者の確定

・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています。

このため、責任者等は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者へ自宅待機を要請するなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です。

### (3) 濃厚接触者への対応

・ 責任者等は、保健所が濃厚接触者と確定した参加者等に対し、14日間の自宅待機等を要請し、健康観察の実施を実施します。

・ 責任者等は、濃厚接触者と確定された参加者等に対し、保健所の連絡先を伝達します。

・ 濃厚接触者と確定された参加者等は、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む。)

を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、責任者等はその結果の報告を速やか

に受けることとします。

(参考)

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

### 3. 施設設備等の消毒の実施

・ 責任者等は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋等）の消毒を実施します。また、感染者が活動していた区域で借り上げ施設等がある場合は、責任者等は施設管理者等に消毒を依頼します。

・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が活動した区域（事務所、作業所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施します1・4・5。

### 4. 活動の継続、休止

（1）参加者等の感染が確認された場合に備えた取組の検討

・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合に森林内での活動を継続、又は休止するための指針を、活動形態を踏まえつつ検討します。

（例）森林内での活動間での感染を抑制するため、森林内での活動する際の参加者等の絞り込み、分散や複数の森林内で活動する団体が同時に出席する会議・行事等のウェブ開催、縮小、中止。

（2）参加者等の感染が確認された場合の活動の継続、休止

・ 責任者等は、参加者等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の活動停止の要請を講じることにより、通常の活動の継続が困難となる場合には、活動を継続するための必要最小限の人員、休止することが可能な活動のピックアップ、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握します。

・ 責任者等は、活動継続、活動を休止後に再開するための、活動体系・情報共有体制を整備します。

（参考）出席者等の参加状況による段階別の森林内での活動継続体制

・ 責任者等は、参加者等の出席状況に応じて、段階別に活動継続体制を決定します。

#### 【第一段階】

（活動の内容）原則通常どおりの活動

（人員体制）活動内容の分散、縮小等で活動対応

#### 【第二段階】

（業務の内容）活動を縮小、休止下刈り等、時期を逸したら今後の活動に支障がある場合以外  
は休止、延期も含め判断（人員体制）活動内容の分散、縮小等での対応に加え、可能であれば活動の休止

### 5. 関係者との情報共有



・ 責任者等は、参加者等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局又は環境部局に状況を報告します。

(参考)

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015 年 6 月 25 日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

## 【2】令和 2 年 5 月 27 日 公益社団法人日本環境教育フォーラム NPO 法人自然体験活動推進協議会

### 一般社団法人日本アウトドアネットワーク

「自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業者（以下（自然学校等）における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 1 版）」

<https://jeef.or.jp/2020/05/30390/>

#### 【概要等】

本ガイドラインにおいては、各自然学校等においては、施設の規模や業態等を勘案し、各自然学校等の実情に合わせた対策（移動、食事、宿泊を含む）を講じることととしています。そして、職員等の事業に係るすべての人に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。

また、このガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直すことととしています。

具体的な内容としては、参加者数は総数で 50 名以内とし、対象年齢により、定員数を変える。また、幼児、小学生が対象である場合は小グループに分けることを工夫する。移動に貸し切りバスを使用する場合は、参加者の家族を含む事前の健康調査と定期的な換気、座席の利用等を工夫するなどされています。

[詳細は、上記の URL のサイトをご確認ください。](https://jeef.or.jp/2020/05/30390/)

## 【3】令和 2 年 5 月 14 日（5 月 25 日一部改正） 公益社団法人全国公民館連合会

「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

<https://www.kominkan.or.jp/#20200514guide>

#### 【概要等】

本ガイドラインは、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して

強く働きかけを行うとし、全国の公民館について、館を開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めたものです。

具体的な対策の内容としては、待機時の密集を防止するための来館可能時間、来館可能者数の制限（来館待機列の設置等）、館内各室の着席数の制限（椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等）、日時指定の予約、大人数での来館の制限等を行うこととされています。

詳細は、上記の URL のサイトをご確認ください。

#### 【4】 令和2年5月24日 山岳医療救助機構

##### 「CDC発信に基づいた登山再開に向けた知識 登山実践編」

[https://sangakui.jp/data/wp-content/uploads/tozan\\_knowledge\\_practical0524s.pdf](https://sangakui.jp/data/wp-content/uploads/tozan_knowledge_practical0524s.pdf)

(概要等)

本ガイドラインでは、下記の項目について解説しており、また、今まで「こんにちは」と言葉でありさつしていましたが、今後は、あいさつの代わりにマスクをするなどの「思いやり」を表現する気持ちが大切としています。

- 1.計画時点
- 2.家から登山口まで
- 3.登山中
  - ① 携行すべき装備、② マスクとソーシャルディスタンス、③ 手指消毒、④ 登山装備やギアの消毒、⑤ 気を付けるべき行為、⑥ クライミングについて
- 4.宿泊
  - ① テント泊、② 山小屋泊
- 5.山で発生する病気の徹底した予防
- 6.新型コロナウイルス感染が疑われる/発生時
  - ① 山小屋で ② 登山中
- 7.怪我や体調不良の人に会った時の対応
- 8.グループ登山時の注意点
- 9.救助要請時の心得

詳細は、上記の URL のサイトをご確認ください。

#### 【5】 令和2年5月14日(5月21日一部改訂)

一般社団法人日本旅行業協会（JATA） 一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）

旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインについて（第1版）一部改訂について

[https://www.jata-net.or.jp/virus/200514\\_crrspndncguideline.html](https://www.jata-net.or.jp/virus/200514_crrspndncguideline.html)

(概要等)

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受け、新型コロナウイルス感染終息までの、旅行業における当面の対策をとりまとめたもので、最新の知見や利用客の要望などに応じ、随時内容を見直すとしています。ガイドラインは

- 1)全般的な感染防止対策
- 2)従業員向け対策
- 3)お客様向け対策
- 4)旅行業法取扱上における対策

の 4 項目に大きく分かれており、店舗での対応と旅行催行中それぞれの場面についての具体的な対策が記されています。

全般的な対策としては従業員と利用客、及び利用客同士の距離をできるだけ 2 m 確保、最低 1m 確保し、従業員・利用客ともに店舗内でのマスク着用が推奨されています。店舗においては、待ち時間を短縮し、密を避けるため旅行相談や申し込みは事前の来店予約を推奨しています。また電話・オンライン販売への誘導やデジタルパンフレットによる事前案内などを行い、お客様との直接接する機会を極力低減するよう業務の見直しを行うことも、推奨しています。

旅行催行中については、「三密を避ける旅程管理」として観光地でのガイドレシーバーを利用したガイディング、小グループに分け時間差をつけた入場を行う、旅行中に体調不良となった利用客がいたら最寄りの保健所や医療機関に相談・受診できるよう準備する、要所要所で手洗い・うがいができる適切な休憩場所を選ぶなど、きめ細かく対応策が記されています。

詳細は、上記の URL のサイトをご確認ください。

以上

## 第2部 安全管理チェックシート（新型コロナウイルス感染防止対策編）

### はじめに

安全管理チェックシートとは、活動を実施する際に、企画づくりから実施後の評価まで、各プロセスの各段階において、安全を確保する観点から必要な事項をリスト化し、それぞれについて実施状況の確認（チェック）を行えるように取りまとめたシートのことです。安全管理チェックリストということもあります。

#### （1）安全管理チェックシートの構成

近年、森林インストラクターの活動は、企画内容、場所、形態、対象も子どもたちから高齢者まで、極めて多岐にわたっています。したがって、総括的なリスク管理マニュアルだけでなく、活動の種別ごとに、安全管理チェックシートを是非、準備し活用することが必要といえます。

そして、これらのマニュアルやチェックシートは、継続的に見直し、活動団体やグループでしっかり共有することが大切です。

以下に掲載している安全管理チェックシートでは、次の3段階の項目にまとめて区分しています。

##### I 企画段階のチェックシート

##### II 実施段階のチェックシート

##### III 実施当日のチェックシート

いろいろなケースを想定し、網羅的に作成した安全管理チェックシートが、次ページ以降のチェックシートです。

したがって、実際の活動に適用する場合は、その内容に応じて、不要な項目は削除し、もし不足している項目があれば追加し、活動に適合するチェックシートを作成して利用してください。

なお、チェックシートに追加した項目があれば、今後の安全マニュアルの見直しの貴重な参考資料となりますので、FIJ 安全委員会またはFIJ 事務局にお知らせ下さい。

## (2) 安全管理チェックシート（新型コロナウイルス感染防止対策編）

## I 企画段階のチェックシート

## 森林体験学習活動安全管理チェックシート（企画づくり）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

- 1-1 本マニュアルの第1部 森林インストラクター活動における新型コロナウイルス感染防止対策について、確認しましたか
- 1-2 参加者の年齢構成について把握していますか
- 1-3 密閉・密集・密接を避ける活動フィールド・活動企画となっていますか
- 1-4 年少者が多い場合、密接を避ける方法としてグループ分けした活動計画を検討していますか

## 森林体験学習活動安全管理チェックシート（場所の下見）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

- 2-1 実施日における交通機関ダイヤを確認して、集合前、解散後の密閉・密集・密接を避けられる場所と時刻となっていますか
- 2-4 休憩施設や休憩地点は、密閉・密集・密接を避けられる場所となっていますか
- 2-2 1 活動場所の管理者が定める新型コロナウイルス感染防止対策を熟知し、遵守していますか

## II 実施段階のチェックシート

## 森林体験学習活動安全管理チェックシート（参加者の募集—1）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数
年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

## （広報）

- 3-1 参加者の保護者・マスクミ関係者等から新型コロナウイルス感染防止対策について質問があった場合、回答する準備ができていますか
- 3-2 都道府県、市町村、関係機関、関係団体などの新型コロナウイルス感染防止のための要請に従っていますか
- 3-3 参加者募集に当たって、感染者数が特に増大している地域からの参加申込があった場合について、参加諾否の方針を明確にしていますか

## （募集・受付）

- 3-1 募集パンフレットには、マスクの所持、当日朝に熱がある場合、風邪の症状がある場合は参加できないことについて記載されていますか
- 3-2 活動プログラムを指導する講師・スタッフ全員が本安全管理チェックシートにより、新型コロナウイルス感染防止対策について理解していますか
- 3-3 消毒液、マスクの予備を準備していますか

## 森林体験学習活動安全管理チェックシート（安全管理—1）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数
年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

## （安全管理体制）

- 4-1 プログラムのスケジュールの中で、手指等を消毒するポイントを実施計画に組込んでありますか。
- 4-2 特定の森林体験活動プログラム参加者・指導者から複数の新型コロナウイルス感染者が発生した場合の行動チャートについて理解していますか

## （集団生活：宿泊を伴う場合）

- 5-1 宿泊を伴うプログラムを実施する場合、別途、安全管理チェックシートを作成していますか

森林体験学習活動安全管理チェックシート（実施の準備）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数
年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

- 6-1 スタッフの健康状態を確認し、発熱がある場合や風邪の症状がある場合は、当日参加しないこととしていますか

Ⅲ 実施当日の運営のチェックシート

森林体験学習活動安全管理チェックシート（実施当日の運営-1）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数
年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

（開始時）

- 7-1 参加者名簿に基づき、参加者を確認し、健康状態を再確認していますか
- 7-2 新型コロナウイルス感染防止の観点から、グループの編成は適正ですか
- 7-3 活動スケジュールの中で、手指の消毒を行うポイントを参加者に説明していますか

森林体験学習活動安全管理チェックシート（実施当日の運営-2）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数
年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

（実施中）

- 7-4 統括責任者は、新型コロナウイルス感染防止の観点で、グループ全体を常に把握していますか
- 7-5 スタッフは、活動プログラム実施中に、密閉・密集・密接とならないよう適切に指導していますか
- 7-6 道具を使用する場合の感染防止対策を講じていますか
- 7-7 密閉・密集・密接になる恐れがあるポイントを予想し、必要な指導スタッフを配置するなどの対策を講じていますか
- 7-8 自由時間（昼食など）で、マスクをはずす場合、人と人との距離を確保し、対面で話をしないよう注意喚起していますか
- 7-9 昼食等は原則として弁当を各自が持参することとし、飲食は風通しのよい野外で取るよう計画していますか
- 7-10 参加者が互いに交流する自由な時間には、マスクをしたうえで、密集・密接にならないよう注意喚起していますか
- 7-11 参加者同士がお菓子を手渡ししないよう注意喚起していますか
- 7-12 スタッフは、活動資材を手渡しするとき、こまめに手指等を消毒することを確認していますか

森林体験学習活動安全管理チェックシート（実施当日の運営—3）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数	気、
年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数	

（終了時）

- 7-12 子どもたちの作品がある場合、参加者同士で触れ合わないよう注意喚起していますか
- 7-13 活動中におきた、新型コロナウイルス感染防止の観点でヒヤリ・ハットの事例をスタッフから聞き、記録していますか
- 7-14 施設や備品などの後始末の作業終了時、手指等を消毒することとしていますか
- 7-15 活動後のスタッフミーティングの際、密閉・密集・密接にならないようにしていますか
- 7-16 保護者等に対し、万一、一週間以内に、参加者または参加者の濃厚接触者において感染経路不明の新型コロナウイルス感染が確認された場合には、連絡するよう保護者等に依頼をしていますか

（複数の新型コロナウイルス感染者発生確認時の対応）

森林体験学習活動安全管理チェックシート（新型コロナウイルス感染発生への対応）

年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数
年	月	日	曜	記入者名	できなかった項目数

（複数の新型コロナウイルス感染者発生時）

- 8-1 特定の森林体験活動のプログラムの参加者において、複数の新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、直ちに支部長及び本部に、緊急事態発生報告シートにより報告しましたか
- 8-2 関係機関の指示にしたがって、対応していますか
- 8-3 マスコミへの対応者を決めて対応しましたか
- 8-4 感染者の保護者・家族に感染防止対策の実施状況などをきちんと説明し、理解を得ていますか
- 8-5 感染者及び指導者グループのスタッフが根拠なく安易に謝罪することのないよう冷静に対応し、また、感染者及び指導者グループに対する誹謗中傷が発生し拡大することのないよう適切に対応し、必要に応じて関係機関の支援を得ていますか
- 8-6 感染者の回復状況など、その後の経過について把握していますか
- 8-7 世話になった関係機関に対して、謝意（礼状など）を述べていますか
- 8-8 複数の感染者の発生状況や対応状況を記録していますか
- 8-9 複数の感染者の発生に関する報告書（発生原因、対策など）を作成していますか
- 8-10 新型コロナウイルス感染に関するヒヤリ・ハットの事例を分析し、改善策について検討していますか
- 8-11 支部長及び本部に複数の新型コロナウイルス感染者が発生した場合の活動結果と改善点について報告していますか